

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 3 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和3年度橋本市一般会計補正予算(第6号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和3年11月1日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 3 年度 橋本市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度橋本市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,408 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,752,857 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 1 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,298,654	136,408	4,435,062
2,586,726	60,962	2,647,688
1,690,042	75,446	1,765,488
27,616,449	136,408	27,752,857

歲 出

款	項
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,220,377	136,408	3,356,785
1,106,919	136,408	1,243,327
27,616,449	136,408	27,752,857

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
3 回 目 接 種 予 約 ・ 運 営 等 業 務 委 託	令 和 3 年 度 ～ 令 和 4 年 度	45,453千円